

類型新規

番号	類型	人種	信条	社会的身分	病歴	犯罪の経歴	犯罪被害	心身の障害有無	健診等結果	医師指導・診療・調剤	刑事事件手続	少年保護手続	必要とする理由
9	申請、届出書等の提出に伴い、要配慮個人情報に係る個人情報を取り扱う場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	当該申請等に個人情報を記載することや、添付することが規則、要項等の規定に基づく要件として認められている場合がある。 また、支援金等の制度に係る申請では、制度の対象資格を有するかを確認するため、申請者の病歴等状況を示す情報や、犯罪の経歴など経緯を把握することが必要となる場合がある。
10	職員、講師、委員等の採用、人事管理等に関する事務で要配慮個人情報に係る個人情報を取り扱う場合	—	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	選考、採用等にあたって適格性等を判断するため、また、人事管理及び健康管理のため、病歴等に係る要配慮個人情報を取得することが必要となる場合がある。
11	健診、保健指導等に関する事務で要配慮個人情報に係る個人情報を取り扱う場合	—	—	—	○	—	—	○	○	○	—	—	健診、保健指導等に関する事務を実施するにあたっては、対象者の身体や精神の状態を把握することが必要となり、その際に自らの病歴や障害の有無、健診結果といった情報を対象者から取得することが必要となる場合がある。
12	教育、指導等に関する事務で要配慮個人情報に係る個人情報を取り扱う場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	生徒や受講者等に対し、的確な教育、指導等を行うために、当該生徒等の要配慮個人情報を取得することが必要となる場合がある。
13	イベント等の開催に関する事務で要配慮個人情報に係る個人情報を取り扱う場合	—	—	—	○	—	—	○	○	○	—	—	イベント、講義、研修等の開催にあたり、参加者、受講者等の心身の状況に応じて適切な配慮を行う場合があることから、病歴等に係る要配慮個人情報を取得することが必要となる場合がある。
14	防犯、防災、事故に関する事務で要配慮個人情報に係る個人情報を取り扱う場合	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、犯罪、災害又は事故の予防及び発生した際の連絡等対応を行うために対象者に係る要配慮個人情報を取得することが必要となる場合がある。

個別

番号	事務名称	人種	信条	社会的身分	病歴	犯罪の経歴	犯罪被害	心身の障害有無	健診等結果	医師指導・診療・調剤	刑事事件手続	少年保護手続	必要とする理由
1	国保データベース（KDBシステム）の運用事務	—	—	—	○	—	—	○	○	○	—	—	国保データベース（KDBシステム）の運用事務を行うにあたり、KDBシステムを通じて対象者の病歴等を含む個人情報を取り扱う必要があるため。
2	家庭用一般廃棄物の内容物調査事務	—	○	—	○	—	—	○	○	○	—	—	家庭用一般廃棄物の内容物調査事務を行うにあたり、廃棄物の調査を行う上で、廃棄者を特定するために廃棄物の撮影を行う際、要配慮個人情報を含む個人情報が含まれるおそれがあるため。また、廃棄者を特定し指導・勧告を行う際、病気等により分別が困難である者には福祉制度への案内等を行うにあたり、病歴及び障害の有無を本人から確認することがあるため。